

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.6.0)	1.5-11, 14~17, 20, 23, 26~28, 31, 79~81, 83, 84, 101, 123~125	「非常用直流電源設備」の設備名称及び設備の位置付けを見直し（下線部参照） (旧) 設備名称： <u>非常用直流電源設備</u> 設備の位置付け： <u>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</u> (新) 設備名称： <u>所内常設蓄電式直流電源設備</u> 設備の位置付け： <u>重大事故等対処設備</u> なお、自主対策の対応手段については、設備名称のみを見直しの対象とする。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.6.0)	1.5-21	SG直接給水用高圧ポンプを自主対策設備として整理する理由を下記の通り修正した。 (旧) 蒸気発生器への注水開始までに約60分の時間を要し、蒸気発生器ドライアウトまでには間に合わないが、補助給水ポンプの代替手段として有効である。 (新) 系統構成に時間を要し、蒸気発生器への注水開始までの所要時間が約60分となるため、蒸気発生器がドライアウトするまでに確実な注水を確保することは困難であるが、補助給水ポンプの代替手段として長期的な事故収束のための蒸気発生器への注水手段として有効である。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.6.0)	1.5-17, 20, 28, 31, 81, 84, 125	設備名称の適正化（下線部参照） (旧) 可搬型温度計測装置 (新) 可搬型温度計測装置 <u>（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）</u>	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.6.0)	1.5-35~43, 49, 62~67, 70, 73	「操作の成立性」の記載表現を適正化（下線部参照） 【修正例】 (旧) <u>電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。</u> (新) <u>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。</u> その他手順についても上記と同様の修正を実施	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)	1.5-38, 64	「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の「手順着手の判断基準」の記載表現を適正化（下線部参照） (旧)・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する <u>場合</u> に・・・ (新)・・・場合において、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると <u>判断</u> し・・・	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)	1.5-39, 65	「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」の「手順着手の判断基準」の記載表現を適正化（下線部参照） (旧)・・・場合において、海水の取水ができない <u>場合</u> に・・・ (新)・・・場合において、海水の取水ができないと <u>判断</u> し・・・	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)	1.5-33, 56～58, 73, 114, 139	技能1.0の修正に伴う要員名称の修正（下線部参照） (旧) <u>機械</u> 工作班員 (新) <u>復旧</u> 班員	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)	1.5-60, 74	「重大事故等時の対応手段の選択」の記載表現を適正化（下線部参照） (旧)・・・水源の切替による注水の中断が発生しない・・・ (新)・・・水源の切替による注水の中断が発生しない・・・	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)	1.5-62	「SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水（サポート系故障時）」の「手順着手の判断基準」の記載表現を適正化（下線部参照） (旧)・・・補助給水流量等が確認できない <u>場合</u> であって、 <u>かつ</u> タービン動補助給水ポンプの機能回復ができないと判断した場合に・・・ (新)・・・補助給水流量等が確認でき <u>ず</u> 、タービン動補助給水ポンプの機能回復ができないと判断した場合に・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.6.0)	1.5-37～39, 64～66, 123	作業内容の見直しに伴い、以下の手順の作業時間を見直し（下線部参照） 【海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水】 (旧) 350分以内 (新) 330分以内 【代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水】 (旧) 260分以内 (新) 280分以内 【原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水】 (旧) 325分以内 (新) 305分以内	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.6.0)	1.5-47, 70, 107, 125, 130	作業内容の見直しに伴い、以下の手順の作業時間を見直し（下線部参照） 【可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード】 ・本文、タイムチャート (旧) 565分以内 (新) 545分以内 ・添付資料1.5.4-(1) (旧) 想定290分、訓練実績等210分 (新) 想定335分、訓練実績等240分	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.6.0)	1.5-133, 136	作業内容の見直しに伴い、以下の手順の作業時間を見直し（下線部参照） 【可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水】 ・添付資料1.5.4-(1) (旧) 訓練実績等180分 (新) 訓練実績等200分 【可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水（海水）通水】 ・添付資料1.5.6-(1) (旧) 訓練実績等180分 (新) 訓練実績等200分	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6. 0)	1. 5-114, 139	作業内容の見直しに伴い、以下の手順の作業時間を見直し（下線部参照） 【補機冷却水（可搬型大容量海水送水ポンプ車冷却）による余熱除去ポンプを用いた代替炉心冷却】 ・タイムチャート（第1. 5. 12図）のうち、災害対策要員の作業⑤～⑧ （旧）作業時間540分 （新）作業時間380分 ・添付資料1. 5. 7-(1)のうち、3. (1)a. の作業 （旧）作業時間540分、訓練実績等355分 （新）作業時間380分、訓練実績等315分 ・添付資料1. 5. 7-(1)のうち、3. (1)b. の作業 （旧）作業時間60分、訓練実績等30分 （新）作業時間20分、訓練実績等10分	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6. 0)	1. 5-110, 112	タイムチャート（第1. 5. 8図、第1. 5. 10図）の記載を適正化 「運転員（現場）B、C」の作業のうち、「通水操作」前に実施する「移動、系統構成」の作業開始時期を技能1.7の類似作業（第1. 7. 5図 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却）と統一	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6. 0)	1. 5-108, 111	概要図（第1. 5. 7図、第1. 5. 9図）へ凡例追加 格納容器内自然対流冷却において原子炉補機冷却水サージタンクを加圧する際に接続する「継手」を追加	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6. 0)	1. 5-108, 111	概要図（第1. 5. 7図、第1. 5. 9図）の誤記訂正及び記載の適正化 【誤記訂正（下線部参照）】 （旧）原子炉補機冷却水冷却水モニタ （新）原子炉補機冷却水モニタ 【記載の適正化】 ・原子炉補機冷却水モニタからBヘッダ戻りへ接続するラインの線種を「線矢印」から「線」へ変更 ・原子炉補機冷却水モニタからAヘッダ戻りへ接続するラインの線種を「線矢印」から「線」へ変更（第1. 5. 9図のみ）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)	1.5-92, 96, 97, 100	監視計器一覧（第1.5.2表）の記載を適正化 【第1.5.2表(7/15)】 ・「,」の脱字訂正 【第1.5.2表(11/15)】 ・誤記訂正（下線部参照） （新）1.3.2.2(2)a. （旧）1.3.2.2(1)b. 【第1.5.2表(12/15)】 ・脱字訂正（下線部参照） （旧）主蒸気逃し弁 （新）主蒸気逃がし弁 ・「,」の脱字訂正 【第1.5.2表(15/15)】 ・脱字訂正（下線部参照） （旧）1.5.2.3 重大事故対処設備 （新）1.5.2.3 重大事故等対処設備	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)	1.5-130, 133, 136, 139	添付資料（1.5.4-(1), 1.5.5-(1), 1.5.6-(1), 1.5.7-(1)）の誤記訂正（下線部参照） （旧）連絡手段：事故時環境下において・・・ （新）連絡手段：事故環境下において・・・	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)	1.5-116, 118	対応フロー（第1.5.13図(2/4)(4/4)）のうち、可搬型大型送水ポンプ車の水源選択に関する記載を適正化（アクセスルートの復旧に関する事項を削除） ・「（想定時間内にアクセス可能か）」をフローから削除 ・「海水取水箇所へのアクセスに時間を要しないか」に対する注記を削除	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)	1.5-115～118	対応フロー（第1.5.13図）の誤記訂正（下線部参照） 【第1.5.13図(1/4)】 （旧）水源の選択に係る対応手順は第1.5.13図（2/2）参照 （新）水源の選択に係る対応手順は第1.5.13図（2/4）参照 【第1.5.13図(2/4)】 （旧）第1.5.13図（1/2）参照 （新）第1.5.13図（1/4）参照 【第1.5.13図(3/4)】 （旧）水源の選択に係る対応手順は第1.5.14図（2/2）参照 （新）水源の選択に係る対応手順は第1.5.13図（4/4）参照 【第1.5.13図(4/4)】 （旧）第1.5.14図（1/2）参照 （新）第1.5.13図（3/4）参照	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)	1.5-127, 128	添付1.5.2（電源構成図）について、各電源設備の主要設備を明確にするための補足を追記 交流電源にSG直接給水用高圧ポンプを追加	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)	1.5-140	添付資料1.5.7-(1)の画像タイトルの適正化（下線部参照） （旧）原子炉補機冷却海水系統のディーゼル発電機冷却水配管取り外し （新）原子炉補機冷却海水系のディーゼル発電機冷却配管取り外し	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)	1.5-114, 141	記載表現の適正化（下線部参照） （旧）海水系統 （新） <u>原子炉補機冷却海水系</u>	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 6.0)	1.5-103, 104, 105	読点の誤記訂正（下線部参照） （旧）、 （新）、	